

瀬戸市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、瀬戸市（以下「市」という。）が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（補助対象地域）

第2条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定による公共下水道事業計画で定める区域以外の区域とする。

（補助金の交付条件）

第3条 市長は、補助対象地域内に住所を有する者のうち、単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）を合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）へ切り替える場合又はし尿くみ取便槽（くみ取便所等で、貯留された汚物を後でくみ取る方式の便槽をいう。）を合併処理浄化槽へ切り替える場合であって、居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（以下「住宅等」という。）に、次の各号のいずれにも適合した10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者（以下「設置者」という。）に対し、年度ごとの予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水のBODの日間平均値が20ミリグラム毎リットル以下の機能を有するもの
- (2) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する設置者については、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出をしたものであって、当該届出に係る同条第2項に規定する期間を経過する前に合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 自らの居住の用に供しない専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について、その賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認が必要な住宅等の建築（新築、改築、増築又は移転をいう。）に伴い、合併処理浄

化槽を設置する者

- (5) 自らの雑排水を合併処理浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- (6) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えるに当たり、当該単独処理浄化槽について掘り起こして廃棄する方法又は雨水貯水槽等へ再利用する方法のいずれかによらない方法で処分する者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

（補助金の種類等）

第4条 補助金の交付対象となる合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽の設置、宅内配管工事及び既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取便槽の撤去とする。

2 補助金の額は、合併処理浄化槽設置整備事業に要した費用とし、次の各号に掲げる合併処理浄化槽設置整備事業の内容に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置 次の表の左欄に掲げる合併処理浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

浄化槽の区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※ 10人槽にあつては、浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅に限る。

- (2) 宅内配管工事 300,000円

- (3) 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取便槽の撤去 90,000円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する期間経過後の同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 全国浄化槽推進市町村協議会が証明する登録証の写し及び登録浄化槽管理票

- (4) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が証明する保証登録証
 - (5) 市税納付状況確認同意書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 住宅等を借りている者は、前項各号に掲げる書類のほか、合併処理浄化槽の設置についての賃貸人の承諾書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したときは補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、前条第1項の規定による申請を行った設置者にその旨を通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 前条第3項の補助金交付決定通知書により補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に第5条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたとき、又は補助事業（前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を中止若しくは廃止するときは、変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、変更等承認通知書（第5号様式）により同項の申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して1月以内又は当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（交付決定者が自ら当該合併処理浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条及び第11条の規定による法定検査を行う契約書及び検査手数料納入済書の写し
- (3) 合併処理浄化槽工事施工時の写真

- (4) 合併処理浄化槽工事施工検査報告書（チェックリスト）
- (5) 設置者のうち、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ切り替えた場合については、当該単独処理浄化槽に係る法第 11 条の 3 の規定による単独処理浄化槽使用廃止届出書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第 9 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第 7 号様式）により、当該提出をした交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 市長は、前条の確定通知を受けた交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

- 2 前項の請求は、補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出して行うものとする。

（補助金交付の取消し）

第 11 条 市長は、設置者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 6 条第 2 項の規定により付された条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（雑則）

第 13 条 市長は、交付決定者が補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。